

令和4年度青森市指定管理者選定評価委員会 会議概要  
（「指定管理者制度導入の適否」に係る審査）

- 1 開催日時 令和4年5月9日（月） 15：09～15：22
- 2 開催場所 青森市役所 議会棟4階 第2委員会室
- 3 対象施設 青森市浪岡北中野公民館
- 4 出席者
  - (1) 選定評価委員 委員長 舘山 公 （企画部次長）  
副委員長 工藤 拓実 （総務部次長）  
委員 池田 享誉 （青森公立大学准教授）  
委員 兼平 浩美 （東北税理士会青森支部税理士）  
委員 柴田 一史 （税務部次長）  
委員 奈良 英文 （経済部次長）  
委員 中村 敦 （農林水産部次長）
  - (2) 施設所管課 教育委員会事務局 浪岡教育課 課長 石村 淳  
主幹 中村 篤  
主査 小笠原 晶子  
主事 石村 瑞希
  - (3) 制度所管課 企画部 財政課 副参事 阿部 有一郎  
主幹 宮崎 恭次  
主査 盛 将秀
- 5 案件 「指定管理者制度導入の適否」に係る審査について
- 6 審査結果 全委員異議なく、全会一致で以下のとおり了承された。
  - (1) 指定管理者導入の適否：適
  - (2) 指定期間：5年
  - (3) 利用料金制：なし
  - (4) 募集形態：非公募
  - (5) グルーピングの適否：なし（単独施設）

## 7 主な質疑内容

委員：北中野公民館では、大杉公民館に比べて講座回数や受講者数が多いが、その理由は何か。

施設所管課：北中野公民館では、成人教育、女性教育、青少年教育といった講座の回数は大杉公民館と変わらないが、高齢者教育において、グラウンドゴルフやユニカールのサークル活動が活発に行われているため、講座回数、受講者数ともに多くなっている。

委員：使用料収入に関して、講座で使用する際の部屋の使用料は発生するのか。

施設所管課：公民館主催の講座の場合、公民館の設置目的どおりの使用であるため、使用料は発生しない。